

## 随意契約理由書

### 1. 随意契約工事名

寝屋川流域下水道 鴻池水みらいセンター 6号外雨水ポンプ設備更新工事

### 2. 随意契約理由

本工事は、鴻池水みらいセンターにおける雨水ポンプ設備更新工事であり、製作・据付・調整並びに試運転の一切を行うものです。

本件は、令和5年1月13日に公告を行い、同年2月20日に開札した結果、1者の入札がありましたが、予定価格の制限の範囲外での入札でした。

本来であれば、当初の開札で予定価格の制限の範囲内での入札がない場合、再度の入札を行いますが、本件は、電子入札システムの操作誤りにより予定価格が公表され再度の入札の実施が不可能となったため、入札執行を取止めとしました。

本件は、本来であれば、再度の公告を実施すべきところですが、本件の入札者は1者であり、入札価格は予定価格超過であったことから、再度の公告を実施しても、予定価格を大きく下回ることを見込めず、また、見積単価の再調査等を含め、積算作業に概ね3ヵ月の期間を要します。

さらに、本工事で更新予定の雨水ポンプ設備については、設置後33年経過し、主要部品の供給が困難な状態となっており、まもなく目標寿命である35年を迎えることから、早期の更新が求められます。また、当該設備の現場施工については、非出水期に限定されることから、再度の公告を実施した場合、事業計画に1年の遅れが生じ、安全な府民生活の確保に影響を及ぼす恐れがあります。

以上のことから、再度の公告を実施することによって得られる価格上の利益が再度の公告に要する経費と比較して得失相償わないものであり、競争入札に付することが不利と認められるため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号の規定により随意契約を行うものです。

なお、本件の見積書の徴取については、入札参加資格で求めていた本工事に必要な技術力を有していることが確認できる口径1,200mm以上の立軸斜流ポンプの製作（製作は設計、製造及び検査を自社で行っている場合に限る。）を含む施工実績を有する8者から行うものとし、その中から予定価格以下で最も安価な価格を提示した業者と契約を締結するものです。